平成２２年（フ）第１８０００号
東京都調布市菊野台１丁目15―１―503
債務者　稲垣　康晴
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８００３号
東京都目黒区目黒本町２丁目３―３―204
債務者　高瀬久美子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８００４号
東京都新宿区箪笥町27―203
債務者　鈴木　信子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８００５号
東京都北区堀船４丁目４―４―411
債務者　阿部　明美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９号
島根県益田市白岩町ロ14番地
債務者　廣瀬　陽一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第９９号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線170番地
債務者　神成　麻依
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１２１８号
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―110号
債務者　松澤　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１９号
東京都清瀬市竹丘２丁目５番45―110号
債務者　松澤　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４６０号
東京都立川市上砂町５丁目８番地の２ライオンズガーデン武蔵砂川209号
債務者　斉藤　ルミ
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８号
石川県加賀市山中温泉下谷町ニ511、住民票上の住所広島県三原市八幡町本庄150番地
債務者　大田　　実
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３８９号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2696番地１
債務者　馬場　洋行
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４５号
東京都立川市羽衣町１丁目９番12号タケコーポ102号
債務者　青木　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９８号
静岡県磐田市天龍495番地４
債務者　藤森かおる
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
静岡県浜松市東区植松町57番地の14
債務者　村田　祐子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
静岡県袋井市久能1300番地の９、前住所静岡県浜松市東区天龍川町545番地の２　天竜川団地２―401
債務者　塩沢　里子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７７９４号
東京都江戸川区篠崎町１丁目274　ラ・メゾン２―105
債務者　風見　道隆
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部